

八王子市成果連動型ICT活用促進事業補助金募集要項

1 公募の趣旨

少子高齢化により介護の需要が高まる一方で、介護人材不足が深刻化しています。この介護人材不足に対応するためには、人材の確保とともに、介護現場における生産性の向上を両輪として進めていく必要があります。そこで、本市では、介護現場の生産性向上には、ICT機器の活用による業務効率化が有効であると考え、高齢者施設における効果的なICT機器の活用を支援することとし、対象となる施設を公募により選定します。

2 公募内容

(1) 対象事業

ICT機器を活用し施設の生産性の向上を図ることにより、離職率の低下や介護の質の向上を図る事業が対象です。

(例) ・居室等に設置する見守り支援機能を有する機器の運用

・施設内で情報共有を図る通信機器の運用

・介護記録、ケアプラン作成、請求管理等を支援するソフトウェア・端末等の運用

※ 特定の動作の補助を行う機器の運用は対象となりません。

(2) 事業期間

最長3年間

3 補助金

(1) 補助対象経費

「ICT活用による事業計画書」に基づき、ICT機器の運用に要する費用を対象とします。

※ リモート監視サービス料、保守点検料などが対象となります。なお、ICT機器の導入経費やコンサルティング経費は対象外となります。また、別の補助金等において補助対象となっている費用は除きます。

(2) 補助額

2,000,000円を上限とし、要綱の別表1に記載の評価指標を基に、成果に応じた補助率(2/3、1/2、1/3)を乗じて補助額を算出します。

(3) 留意事項

ア 補助金の算定は1年ごとです。

※ ICT機器の導入が遅れるなど算定期間が1年に満たない場合は、6か月を下限として申請できます。その場合は、事故件数は月数で案分して評価します。

イ 補助対象期間は算定の開始月から翌年の3月31日までです。

※ 交付申請書の提出が年度の途中であっても、既にICT機器を運用していれば算定期間の開始時期を令和2年4月1日まで遡及することができます。

ウ 詳細は「八王子市成果連動型ICT活用促進事業補助金交付要綱」をご参照ください。

4 応募資格・要件

(1) 対象施設となるサービス種別は、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームです。

(2) 施設単位の応募であるため、同一法人から複数の応募が可能です。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人及び個人でないことが要件です。

なお、事業者の決定等により暴力団の活動に利すると認められた場合は、八王子市暴力団排除条例第7条に基づき、当該決定を取り消します。

5 応募書類

(1) 令和2年度(2020年度)八王子市成果連動型ICT活用促進事業対象施設募集申込書

(2) ICT活用による事業計画書

※ 応募書類の様式類については、市ホームページよりダウンロード願います。

配布場所（八王子市ホームページ）

トップページ>事業者の方へ>介護事業所・高齢者施設の開設・届出等>
施設整備>成果連動型ICT活用促進事業者公募(令和2年度(2020年度))

6 応募書類の提出

(1) 受付日程

以下の募集締め切りまでに必要書類をご提出ください。

締め切り：令和2年（2020年）6月26日（金）午後5時00分

(2) 提出方法

事前にご予約のうえ、高齢者いきいき課にご持参ください。郵送、メール便、電子メール等での提出は認めません。

※ 内容についてお伺いする場合がありますので、法人職員のうち応募書類の内容を説明できる方が持参してください。

7 応募に際しての留意事項

(1) 応募が1施設のみであっても、審査の結果、適正な運用が見込まれない場合には、選定いたしません。

(2) 応募にあたって必要な経費は、すべて応募当事者の負担になります。

(3) 対象施設に選定された後で提案内容を変更することは、原則認めません。

(4) 当募集要項に定めるほか、必要な事項について別途指示する場合があります。

(5) 応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

8 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

(1) 応募資格がない法人の場合

(2) 応募書類に重大な不備や虚偽の記載がある場合

(3) 不正な行為があった場合

(4) 上記のほか、市長が不相当と認めた場合

9 選定結果

(1) 審査手順

ア 書類審査を行います。

イ プレゼンテーションを行っていただく方は、原則として法人就業者のうち施設長等3名以内とします。

ウ 応募が1者のみの場合でも、審査基準に基づき適否の審査を行います。

※ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、プレゼンテーション資料の提出に替えさせていただきます場合があります。

(2) 選定結果の通知

文書により通知します。

10 提出及び連絡先

〒192-8501

八王子市元本郷町 3-24-1 (1階 24番窓口)

八王子市福祉部高齢者いきいき課事業者指定担当

電話 042-620-7294 (直通)

e-mail b440300@city.hachioji.tokyo.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時00分(土日及び祝日を除く)